

平成 2 9 年 1 2 月
平成 2 9 年第 4 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 説 明 書

栃 木 市

番 号	件 名
-----	-----

報告第 2 4 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）

報告第 2 5 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）

議案第 9 4 号 平成 2 9 年度栃木市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 9 5 号 平成 2 9 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 9 6 号 平成 2 9 年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 9 7 号 平成 2 9 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）

補正予算（第 3 号）

議案第 9 8 号 平成 2 9 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

補正予算（第 1 号）

議案第 9 9 号 平成 2 9 年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 100 号 平成 2 9 年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 101 号 栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の制定について 1

議案第 102 号 栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例の制定について 2

議案第 103 号 栃木市立小中学校教科用図書選定委員会条例の制定について 3

議案第 104 号 小山市との公の施設の相互利用の実施に伴う関係条例の整理に関する

条例の制定について 4

議案第 105 号 栃木市部設置条例の一部を改正する条例の制定について 21

議案第 106 号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について 24

議案第 107 号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について 59

議案第 108 号	栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	65
議案第 109 号	栃木市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	77
議案第 110 号	栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	80
議案第 111 号	栃木市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について	95
議案第 112 号	栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	137
議案第 113 号	栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	141
議案第 114 号	栃木市総合計画後期基本計画について	144
議案第 115 号	財産の処分について	146
議案第 116 号	指定管理者の指定について（とちぎ山車会館）	150
議案第 117 号	指定管理者の指定について（とちぎ蔵の街観光館）	151
議案第 118 号	指定管理者の指定について（栃木市倭町駐車場）	152
議案第 119 号	指定管理者の指定について（栃木市大平まちづくり交流センター）	153
議案第 120 号	指定管理者の指定について（栃木市岩舟農村環境改善センター）	154
議案第 121 号	指定管理者の指定について（栃木市いわふねフルーツパークセンター）	155
議案第 122 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	156
議案第 123 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	159
議案第 124 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	161

(遊 水 地 課)

議案第 1 0 1 号

栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の制定について

提案理由

栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城の設置及び管理について必要な事項を定めるため、栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

(環 境 課)

議案第 1 0 2 号

栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例の制定について

提案理由

道路等における喫煙マナーの推進に関し、市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、路上喫煙マナーアップ推進区域及び路上喫煙禁止区域を指定することにより、市民等の身体及び財産の安全を確保し、快適な生活環境の実現に資するため、栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 0 1 号と同じ。

(学校教育課)

議案第103号

栃木市立小中学校教科用図書選定委員会条例の制定について

提案理由

小中学校で使用する教科用図書の公正かつ適正な採択に資するための附属機関として、栃木市立小中学校教科用図書選定委員会を設置するため、栃木市立小中学校教科用図書選定委員会条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第101号と同じ。

小山市との公の施設の相互利用の実施に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

提案理由

関東どまんなかサミット会議に小山市が加入することに伴い、小山市の住民が市民と同額の使用料により公の施設の一部を利用することができるようにするため、栃木市勤労者体育センター条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市勤労者体育センター条例の一部改正

小山市住民の栃木市勤労者体育センター使用料を市内の者と同額とすること。（別表関係）

2 栃木市渡良瀬の里条例の一部改正

小山市住民の栃木市渡良瀬の里使用料を市内の者と同額とすること。
（別表関係）

3 栃木市老人福祉センター条例の一部改正

小山市住民の栃木市老人福祉センター使用料を市内の者と同額とすること。（別表第 2 関係）

4 栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正

小山市住民の栃木市勤労者総合福祉センター使用料を市内の者と同額とすること。（別表関係）

5 栃木市体育施設条例の一部改正

小山市住民の栃木市体育施設使用料を市内の者と同額とすること。

(別表第 2 関係)

〔参照条文〕

議案第 1 0 1 号と同じ。

改 正 案

【栃木市勤労者体育センター条例の一部改正】

別表（第 7 条、第 19 条関係）

競技場使用料

1 団体利用の使用料

区分	午前 9 時から午後 5 時まで		午後 5 時から午後 9 時まで	
	市内の者	市外の者	市内の者	市外の者
略	略	略	略	略

2 個人利用の使用料

区分	午前 9 時から午後 5 時まで		午後 5 時から午後 9 時まで	
	市内の者	市外の者	市内の者	市外の者
略	略	略	略	略

備考

- 1 この表において、「市内の者」とは市内に住所を有する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者をいい、「市外の者」とは市内の者以外の者をいう。

2 略

【栃木市渡良瀬の里条例の一部改正】

別表（第 9 条関係）

区分	使用料
略	略

備考

1・2 略

- 3 小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者は、市内居住者とみなす。

【栃木市老人福祉センター条例の一部改正】

別表第 2（第 10 条、第 21 条関係）

現

行

利用者区分	使用料
略	略

備考

- 略
- 下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者は、市内居住者とみなす。

【栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正】

別表（第8条、第18条関係）

区分	利用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
	略	略	略	略

備考

- この表において「市内の者」とは、市内に住所を有する者及び市内に所在する事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者をいう。
- ～4 略

【栃木市体育施設条例の一部改正】

別表第2（第11条、第20条関係）

1 栃木市屋内運動場使用料

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
略	略	略	略

2 栃木市大平体育館

(1) 個人使用料

改 正 案

利用者区分	使用料
略	略

備考

1 略

2 小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者は、市内居住者とみなす。

【栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正】

別表（第8条、第18条関係）

区分	利用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
略		略	略	略

備考

1 この表において「市内の者」とは、市内に住所を有する者及び市内に所在する事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者をいう。

2～4 略

【栃木市体育施設条例の一部改正】

別表第2（第11条、第20条関係）

1 栃木市屋内運動場使用料

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
略	略	略	略

2 栃木市大平体育館

(1) 個人使用料

現

行

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

3 栃木市大平南体育館

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

4 栃木市大平武道館

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

5 栃木市藤岡総合体育館

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

改 正 案

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

3 栃木市大平南体育館

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

4 栃木市大平武道館

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

5 栃木市藤岡総合体育館

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

現 行	
(3) 附属設備使用料	
区分	使用料
略	略
6 栃木市藤岡弓道場使用料	
(1) 個人使用料	
区分	使用料
略	略
(2) 占用使用料	
区分	使用料
略	略
7 栃木市都賀体育センター使用料	
(1) 個人使用料	
区分	使用料
略	略
(2) 占用使用料	
区分	使用料
略	略
8 栃木市都賀市民運動場使用料	
(1) グラウンド使用料	
区分	使用料
略	略
(2) 夜間照明使用料	
区分	使用料
略	略
9 栃木市つがスポーツ公園運動場使用料	
(1) グラウンド使用料	
区分	使用料
略	略

改 正 案

(3) 附属設備使用料

区分	使用料
略	略

6 栃木市藤岡弓道場使用料

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

7 栃木市都賀体育センター使用料

(1) 個人使用料

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

8 栃木市都賀市民運動場使用料

(1) グラウンド使用料

区分	使用料
略	略

(2) 夜間照明使用料

区分	使用料
略	略

9 栃木市つがスポーツ公園運動場使用料

(1) グラウンド使用料

区分	使用料
略	略

現 行	
(2) テニスコート使用料	
区分	使用料
略	略
(3) 弓道場使用料	
ア 個人使用料	
区分	使用料
略	略
イ 占用使用料	
区分	使用料
略	略
(4) 付属設備使用料	
区分	使用料
略	略
1 0 栃木市木コミュニティセンター使用料	
区分	使用料
略	略
1 1 栃木市都賀南部コミュニティセンター使用料	
区分	使用料
略	略
1 2 栃木市大柿コミュニティセンター使用料	
(1) 体験使用料	
区分	使用料
略	略
(2) 宿泊使用料	
区分	使用料
略	略
1 3 栃木市西方総合文化体育館使用料	
(1) 個人使用料	

改 正 案

(2) テニスコート使用料

区分	使用料
略	略

(3) 弓道場使用料

ア 個人使用料

区分	使用料
略	略

イ 占用使用料

区分	使用料
略	略

(4) 付属設備使用料

区分	使用料
略	略

1 0 栃木市木コミュニティセンター使用料

区分	使用料
略	略

1 1 栃木市都賀南部コミュニティセンター使用料

区分	使用料
略	略

1 2 栃木市大柵コミュニティセンター使用料

(1) 体験使用料

区分	使用料
略	略

(2) 宿泊使用料

区分	使用料
略	略

1 3 栃木市西方総合文化体育館使用料

(1) 個人使用料

現 行	
区分	使用料
略	略
(2) 占用使用料	
区分	使用料
略	略
(3) 付属設備使用料	
区分	使用料
略	略
1 4 栃木市西方北グラウンド使用料	
区分	使用料
略	略
1 5 栃木市西方南グラウンド使用料	
区分	使用料
略	略
1 6 栃木市真名子運動広場使用料	
区分	使用料
略	略
1 7 栃木市岩舟総合運動場使用料	
(1) グラウンド使用料	
区分	使用料
略	略
(2) 体育館使用料	
ア 個人使用料	
区分	使用料
略	略
イ 占用使用料	

改 正 案

区分	使用料
略	略

(2) 占用使用料

区分	使用料
略	略

(3) 付属設備使用料

区分	使用料
略	略

1 4 栃木市西方北グラウンド使用料

区分	使用料
略	略

1 5 栃木市西方南グラウンド使用料

区分	使用料
略	略

1 6 栃木市真名子運動広場使用料

区分	使用料
略	略

1 7 栃木市岩舟総合運動場使用料

(1) グラウンド使用料

区分	使用料
略	略

(2) 体育館使用料

ア 個人使用料

区分	使用料
略	略

イ 占用使用料

現 行

区分	使用料
略	略

(3) テニスコート使用料

区分	使用料
略	略

備考

- 1 市外の者（市内に通勤通学する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料（シャワー使用料を除く。）は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2～7 略

改 正 案

区分	使用料
略	略

(3) テニスコート使用料

区分	使用料
略	略

備考

- 1 市外の者（市内に通勤通学する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料（シャワー使用料を除く。）は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2～7 略

(総 務 課)

議案第 1 0 5 号

栃木市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

平成 3 0 年 4 月 1 日の組織改編に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市部設置条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

建設水道部の名称を建設部に改め、同部の分掌事務から下水道に関する事項を削ること。(第 1 条及び第 2 条関係)

〔参照条文〕

議案第 1 0 1 号と同じ。

現	行
(設置)	
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、栃木市に次の部を置く。	
総合政策部	
総務部	
財務部	
生活環境部	
保健福祉部	
こども未来部	
産業振興部	
<u>建設水道部</u>	
都市整備部	
(分掌事務)	
第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。	
(1)～(7) 略	
(8) <u>建設水道部</u>	
ア・イ 略	
ウ <u>下水道に関すること。</u>	
(9) 略	

改 正 案

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、栃木市に次の部を置く。

総合政策部

総務部

財務部

生活環境部

保健福祉部

こども未来部

産業振興部

建設部

都市整備部

(分掌事務)

第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 建設部

ア・イ 略

(9) 略

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 控除対象配偶者の見直しに伴う字句の整理を行うこと。
(第 2 4 条及び附則第 5 条関係)
- 2 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、納税義務者の意思等を勘案し、課税方法を決定できる規定の整備を行うこと。
(第 3 3 条及び第 3 4 条の 9 関係)
- 3 仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に改めること。
(第 3 6 条の 2 関係)
- 4 法人税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備を行うこと。
(第 4 8 条及び第 5 0 条関係)
- 5 引用条項の整理を行うこと。(第 6 1 条関係)
- 6 「わがまち特例」の特例項目を加えること。
(第 6 1 条の 2 及び附則 1 0 条の 2 関係)
- 7 居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様に、区分所有者全員の協議による補正方法の申出とすること。(第 6 3 条の 2 関係)

8 被災市街地復興促進地域に定められた場合には、被災後4年間の特例を設けること。（第63条の3及び第74条の2関係）

9 個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を延長すること。

（附則第7条の3の2関係）

10 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長すること。（附則第8条関係）

11 耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する減額の申告書について定めること。（附則第10条の3関係）

12 特定配当等に係る所得について、市長が課税方式を決定できることを明確化すること。

（附則第16条の3、第20条の2及び第20条の3関係）

13 優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例について、3年間延長すること。（附則第17条の2関係）

〔参照条文〕

議案第101号と同じ。

現

行

（個人の市民税の非課税の範囲）

第24条 略

- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（所得割の課税標準）

第33条 略

2・3 略

- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5 略

- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

改 正 案

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 略

- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(所得割の課税標準)

第33条 略

2・3 略

- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれ

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対する

改 正 案

らの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 略

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人）に対す

ものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 略

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項におい

改 正 案

るものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 略

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項におい

て「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 略

- 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。
- 7 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4

改 正 案

て「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 略

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項

項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 略

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除す

改 正 案

に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 略

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期

る。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

（固定資産税の課税標準）

第61条 略

2～7 略

8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。

9・10 略

（施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出）

第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する

改 正 案

間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該増額更正の通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間

(固定資産税の課税標準)

第61条 略

2～7 略

8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。

9・10 略

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する

共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) 略

2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

改 正 案

法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) 略

2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 法第352条の2第1項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

改 正 案

(1)～(5) 略

(6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 略

第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを

改 正 案

年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 略

第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを

含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～6 略

7 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

16 略

改 正 案

含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～6 略

7 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

14 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

- 2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

3 略

- 4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

- 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 略

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

- 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

- 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安

改 正 案

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 略

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

3 略

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安

全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令附則第１２条第２８項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第１２条第２９項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

８ 法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３６項に規定する補助金等

(6) 略

改 正 案

全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令附則第１２条第３０項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第１２条第３１項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

８ 法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１０項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３８項に規定する補助金等

(6) 略

９ 法附則第１５条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

１０ 法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の

改 正 案

定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)～(4) 略
- (5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の

4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）

改 正 案

4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）

に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2・3 略

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2・3 略

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含

改 正 案

に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第

む。)に限り、適用する。

5 略

- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

改 正 案

2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(資 産 税 課)

議案第 1 0 7 号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市都市計画税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 課税標準等の特例に係る引用条項の整理を行うこと。(附則関係)
- 2 企業主導型保育事業の用に供する固定資産及び市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例割合を定めること。(附則関係)

〔参照条文〕

議案第 1 0 1 号と同じ。

現	行
附 則	
1～5 略	
(法附則第15条第36項の条例で定める割合)	
6	法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
(法附則第15条第42項の条例で定める割合)	
7	法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。
(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)	
8・9 略	
10	附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各
年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、 <u>附則第8項</u> の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	
11	商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係
る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、 <u>附則第8項</u> の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。	
12	商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成2

改 正 案

附 則

1～5 略

(法附則第15条第39項の条例で定める割合)

6 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

7 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

8 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

9・10 略

1.1 附則第9項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第9項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

1.3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成2

7年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

13 略

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

14 略

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第13項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

16 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

17 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

18 略

改 正 案

7年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1.4 略

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

1.5 略

1.6 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第14項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

1.7 附則第9項及び第11項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第9項及び第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項、第12項及び第13項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第14項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

1.8 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

1.9 略

(土木管理課)

議案第108号

栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

道路法施行令の一部改正による国の道路占用料の見直しに準じ、本市の道路占用料の額等を改定するため、栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 占用面積等の端数処理方法を改めること。(第3条関係)
- 2 占用料の額及び占用物件の区分を改めること。(別表関係)

〔参照条文〕

議案第101号と同じ。

栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

現

行

(占用料の算定)

第3条

占用料算定の方法は、次に掲げるところによる。

(1)・(2)

略

(3)

占用の面積で1平方メートル未満のものは1平方メートルと、

占用の長さ1メートル未

満のものは1メートルとみなす。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>430</u>
	第2種電柱		<u>660</u>
	第3種電柱		<u>900</u>
	第1種電話柱		<u>390</u>
	第2種電話柱		<u>620</u>
	第3種電話柱		<u>850</u>
	その他の柱類		<u>39</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>380</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>230</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>770</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱	<u>320</u>		

改 正 案

(占用料の算定)

第3条 占用料算定の方法は、次に掲げるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

別表 (第2条関係)

占有物件		単位	占用料 (円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>440</u>
	第2種電柱		<u>680</u>
	第3種電柱		<u>920</u>
	第1種電話柱		<u>400</u>
	第2種電話柱		<u>630</u>
	第3種電話柱		<u>870</u>
	その他の柱類		<u>40</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>390</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>240</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>790</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>330</u>

現		行	
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1, 9 0 0</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>7 7 0</u>
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>1 6</u>
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		<u>2 3</u>
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		<u>3 5</u>
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		<u>4 6</u>
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		<u>7 0</u>
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		<u>9 3</u>
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの		<u>1 6 0</u>
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの		<u>2 3 0</u>
	外径が 1 メートル以上のもの		<u>4 6 0</u>
法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>7 7 0</u>

改 正 案

	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1, 7 0 0</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>7 9 0</u>
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>1 7</u>
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		<u>2 4</u>
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		<u>3 6</u>
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		<u>4 7</u>
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		<u>7 1</u>
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		<u>9 5</u>
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの		<u>1 7 0</u>
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの		<u>2 4 0</u>
	外径が 1 メートル以上のもの		<u>4 7 0</u>
法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>7 9 0</u>

現		行	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路		<u>930</u>
	地下に設ける通路		<u>560</u>
	その他のもの		<u>770</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日 <u>19</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月 <u>190</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 <u>190</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年 <u>1,900</u>
	標識		1本につき1年 <u>620</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日 <u>19</u>
		その他のもの	1本につき1月 <u>190</u>

改 正 案

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>870</u>
	地下に設ける通路			<u>520</u>
	その他のもの			<u>790</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>17</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>170</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>170</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700</u>
	標識		1本につき1年	<u>630</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>17</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>170</u>

現		行		
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>19</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,900</u>
		その他のもの		<u>930</u>
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>770</u>
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき	<u>190</u>
	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		1月	<u>77</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額

改 正 案

改 正 案				
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>17</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>170</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,700</u>
		その他のもの		<u>870</u>
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	<u>170</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>79</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるものの	階数が1のもの		Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額

現

行

	その他のもの	Aに <u>0. 028</u> を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0. 016</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0. 011</u> を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに <u>0. 02</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0. 011</u> を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0. 016</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0. 02</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0. 028</u> を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0. 028</u> を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに <u>0. 016</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0. 02</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0. 028</u> を乗じて得た額
備考 略		

改 正 案

	その他のもの	Aに <u>0. 0 3 4</u> を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0. 0 1 7</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0. 0 1 2</u> を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに <u>0. 0 2 4</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0. 0 1 2</u> を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0. 0 1 7</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0. 0 2 4</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0. 0 3 4</u> を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0. 0 3 4</u> を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに <u>0. 0 1 7</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0. 0 2 4</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0. 0 3 4</u> を乗じて得た額
備考 略		

(土木管理課)

議案第109号

栃木市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

法定外公共物の使用料及び採取料の計算に係る面積等の端数処理方法を改めるため、栃木市法定外公共物管理条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

使用面積等の端数処理方法を改めること。(第6条関係)

〔参照条文〕

議案第101号と同じ。

現	行
（使用料等の額） 第6条 略 2 略 3 使用料等の計算について端数を生じる場合は、次に定めるところによりその額を定める。 (1)・(2) 略 (3) <u>面積、体積又は長さについて、単位に満たない端数があるときは、当該単位に切り上げて計算するものとする。</u> (4) 略	

改 正 案

(使用料等の額)

第6条 略

2 略

3 使用料等の計算について端数を生じる場合は、次に定めるところによりその額を定める。

(1)・(2) 略

(3) 面積、体積若しくは長さが0.01平方メートル、0.01立方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積、体積若しくは長さに0.01平方メートル、0.01立方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積、全体積若しくは全長又はその端数の面積、体積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

(4) 略

栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

藤岡渡良瀬運動公園スポーツふれあいセンターを廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市公園条例の一部改正

藤岡渡良瀬運動公園の有料公園施設からスポーツふれあいセンターを削ること。(別表第1関係)

2 栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正

(1) 藤岡渡良瀬運動公園の有料公園施設からスポーツふれあいセンターを削るとともに、藤岡渡良瀬運動公園及び岩舟総合運動公園の利用日を改めること。(別表第1関係)

(2) 小山市住民の有料公園施設使用料を市内の者と同額とすること。
(別表第2関係)

(3) 藤岡渡良瀬運動公園スポーツふれあいセンター使用料を削るとともに、岩舟総合運動公園の有料公園施設を市外の者が利用する場合の使用料及び入場料を徴収して利用する場合の使用料を他の公園の有料公園施設使用料に合わせて改定すること。(別表第2関係)

〔参照条文〕

議案第101号と同じ。

改 正 案

【栃木市公園条例の一部改正】

別表第 1 （第 7 条関係）

都市公園名	有料公園施設名
略	略
藤岡渡良瀬運動公園	テニスコート
	野球（ソフトボール）場
	陸上競技場
	サッカー場
略	略

【栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正】

別表第 1 （第 2 条関係）

区分		利用日	利用時間
略	略	略	略
藤岡渡良瀬運動公園	テニスコート	<u>1月4日から12月28日</u> <u>まで</u>	午前9時から午後5時まで。ただし、夜間照明設備のある球場については午後9時30分までとする。
	野球（ソフトボール）場		
	野球（ソフトボール）場夜間照明設備		午後7時から午後9時30分まで
	陸上競技場		午前9時から午後5時まで
	サッカー場		
略	略	略	略

現

行

岩舟総合 運動公園	野球場	<u>次に掲げる日を除く毎日</u> <u>(1) 月曜日、第2火曜日</u> <u>(祝日を除く。)</u> <u>(2) 祝日の翌日(翌日が土</u> <u>曜日、日曜日及び祝日に</u> <u>当たるときを除く。)</u> <u>(3) 12月29日から翌</u> <u>年1月3日までの日</u> <u>※祝日とは、国民の祝日</u> <u>に関する法律に規定す</u> <u>る休日をいう。</u>	午前9時から午後5時まで。た だし、4月1日から9月30日 までは午後7時までとする。
	陸上競技場		
	サッカー場		
	ゲートボール 場		

別表第2 (第5条関係)

1 栃木市総合運動公園

(1) 総合体育館

区分		使用料
略	略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料（温水シャワーを除く。）は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2～7 略

(2) 陸上競技場等

区分		使用料
略	略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用場合の使用料（シャワー使用料を除く。）は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

改 正 案

岩舟総合 運動公園	野球場	<u>1月4日から12月28日</u> <u>まで</u>	午前9時から午後5時まで。た だし、4月1日から9月30日 までは午後7時までとする。
	陸上競技場		
	サッカー場		
	ゲートボール 場		

別表第2（第5条関係）

1 栃木市総合運動公園

(1) 総合体育館

区分		使用料
略	略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料（温水シャワーを除く。）は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2～7 略

(2) 陸上競技場等

区分		使用料
略	略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料（シャワー使用料を除く。）は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

現 行

2～4 略

(3) 略

(4) 弓道場

区分		使用料
略	略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2～5 略

2 大平運動公園

区分		使用料
略	略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料（シャワー使用料を除く。）は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2・3 略

3 藤岡渡良瀬運動公園

区分		使用料
略	略	略
サッカー場	スポーツ	1時間につき 500円
	集会等	1時間につき 1,250円
	営利等	1時間につき 5,000円
<u>スポーツふれあいセンター</u>	<u>シャワー</u>	<u>1回につき 100円</u>

備考

- 1 市外の者（市内事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加

改 正 案

2～4 略

(3) 略

(4) 弓道場

区分		使用料
略	略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2～5 略

2 大平運動公園

区分		使用料
略	略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料（シャワー使用料を除く。）は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2・3 略

3 藤岡渡良瀬運動公園

区分		使用料
略	略	略
サッカー場	スポーツ	1時間につき 500円
	集会等	1時間につき 1,250円
	営利等	1時間につき 5,000円

備考

- 1 市外の者（市内事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、

現 行

須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。)が利用する場合の使用料(野球(ソフトボール)場夜間照明設備及びシャワーを除く。)は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2・3 略

4 ファミリーパーク

(1) バーベキュー場

区分		使用料
略	略	略

(2) ファミリーパークプラザ

区分		使用料
略	略	略

(3) バッテリーカー乗り場

区分		使用料
略	略	略

備考

- 市外の者(市内事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。)が利用する場合の使用料(バッテリーカーを除く。)は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2・3 略

5 ふるさとセンターパーク

区分		使用料
略	略	略

備考

- 市外の者(市内事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。)が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2 略

改 正 案

埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。)が利用する場合の使用料(野球(ソフトボール)場夜間照明設備を除く。)は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2・3 略

4 ファミリーパーク

(1) バーベキュー場

区分		使用料
略	略	略

(2) ファミリーパークプラザ

区分		使用料
略	略	略

(3) バッテリーカー乗り場

区分		使用料
略	略	略

備考

- 市外の者(市内事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。)が利用する場合の使用料(バッテリーカーを除く。)は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2・3 略

5 ふるさとセンターパーク

区分		使用料
略	略	略

備考

- 市外の者(市内事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。)が利用場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2 略

現

行

6 栃木市都賀聖地公園

区分		使用料
略	略	略

備考

- 1 市外の者（市内事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2 略

7 西方総合公園

区分		使用料
略	略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2 略

- 3 野球（ソフトボール）場、テスニコート及び弓道場を、入場料（入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。）を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

4・5 略

8 岩舟総合運動公園

区分		使用料
略	略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

2 略

改 正 案

6 栃木市都賀聖地公園

区分		使用料
略	略	略

備考

- 1 市外の者（市内事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

- 2 略

7 西方総合公園

区分		使用料
略	略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

- 2 略

- 3 野球（ソフトボール）場、テニスコート及び弓道場を、入場料（入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。）を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

- 4・5 略

8 岩舟総合運動公園

区分		使用料
略	略	略

備考

- 1 市外の者（市内の事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

- 2 略

- 3 野球場、陸上競技場、サッカー場及びゲートボール場を、入場料（入場料、会費、賛

現

行

改 正 案

助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。)を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

栃木市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

提案理由

栃木市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市情報公開条例等の一部を改正し、及び栃木市農業集落排水基金条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正等の概要

1 栃木市情報公開条例の一部改正

水道事業管理者を水道事業及び下水道事業の管理者に改めること。

(第 2 条関係)

2 栃木市個人情報保護条例の一部改正

水道事業管理者を水道事業及び下水道事業の管理者に改めること。

(第 2 条関係)

3 栃木市職員定数条例の一部改正

(1) 水道事業管理者を水道事業及び下水道事業の管理者に改めること。

(第 1 条関係)

(2) 水道事業を上下水道事業に改め、市長の事務部局の職員定数及び上下水道事業に従事する職員の定数を改めること。(第 2 条関係)

4 栃木市特別会計条例の一部改正

下水道特別会計及び農業集落排水特別会計を削ること。

5 栃木市下水道条例の一部改正

規則を企業管理規程に改め、市長を下水道事業の管理者の権限を行う市長に改めること。

(第2条、第3条、第5条から第9条まで、第13条から第21条まで、第24条、第25条、第28条、第30条、第33条から第36条まで、第38条、第41条から第45条関係)

6 栃木市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正

(1) 市長を下水道事業の管理者の権限を行う市長に改めること。

(第2条、第3条、第5条、第6条及び第9条から第13条関係)

(2) 負担金の納期の期数を定めること。(第7条関係)

(3) 負担金を一括納付する場合に負担金の一部を減額する規定を設けること。(第8条及び別表関係)

(4) 規則を企業管理規程に改めること。(第14条関係)

7 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正

(1) 栃木市西方西部地区農業集落排水処理施設及び栃木市西方本郷金井地区農業集落排水処理施設の位置を改めること。(第2条関係)

(2) 規則を企業管理規程に改め、市長を下水道事業の管理者の権限を行う市長に改めること。

(第4条、第5条、第7条から第11条まで、第14条から第16条まで及び第18条関係)

8 栃木市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正

規則を企業管理規程に改め、市長を下水道事業の管理者の権限を行う市長に改めること。(第2条から第10条関係)

9 栃木市水道事業の設置等に関する条例の一部改正

- (1) 栃木市下水道事業を設置すること。（第1条関係）
- (2) 栃木市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること。
（第2条関係）
- (3) 栃木市下水道事業の経営の規模を定めること。（第3条関係）
- (4) 栃木市下水道事業の設置に伴う規定の整備を行うこと。

10 栃木市水道事業給水条例の一部改正

- (1) 引用条項の整理を行うこと。（第2条関係）
- (2) 規則を企業管理規程に改めること。（第41条関係）

11 栃木市債権管理条例の一部改正

水道事業管理者を水道事業及び下水道事業の管理者に改めること。

（第4条関係）

12 栃木市パブリックコメント手続条例の一部改正

水道事業管理者を水道事業及び下水道事業の管理者に改めること。

（第2条関係）

13 栃木市農業集落排水基金条例を廃止すること。

〔参照条文〕

議案第101号と同じ。

議案第 1 1 1 号（下水道業務課）

栃木市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する

現

行

【栃木市情報公開条例の一部改正】

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

(2)～(4) 略

【栃木市個人情報保護条例の一部改正】

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

(2)～(9) 略

【栃木市職員定数条例の一部改正】

（定義）

第 1 条 この条例において「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、消防及び水道事業管理者の所管に属する部門に常時勤務する一般職に属する地方公務員（臨時又は非常勤の職員を除く。）をいう。

（職員の定数）

第 2 条 職員の定数は、1，495人とし、その内訳は、次のとおりとする。

- (1) 市長の事務部局の職員 995人

(2)～(8) 略

- (9) 水道事業に従事する職員 35人

2・3 略

改 正 案

【栃木市情報公開条例の一部改正】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

(2)～(4) 略

【栃木市個人情報保護条例の一部改正】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

(2)～(9) 略

【栃木市職員定数条例の一部改正】

(定義)

第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、消防並びに水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の管理者の所管に属する部門に常時勤務する一般職に属する地方公務員（臨時又は非常勤の職員を除く。）をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、1, 495人とし、その内訳は、次のとおりとする。

- (1) 市長の事務部局の職員 960人

(2)～(8) 略

- (9) 上下水道事業に従事する職員 70人

2・3 略

【栃木市特別会計条例の一部改正】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。

- (1) 下水道特別会計 下水道事業
- (2) 農業集落排水特別会計 農業集落排水事業
- (3) 略

【栃木市下水道条例の一部改正】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)～(16) 略
- (17) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分された期間をいい、その始期及び終期は、規則で定めるところによる。

（排水設備の接続方法及び内径等）

第3条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 略
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、規則で定めるところによること。
- (3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表左欄の区分に応じ、当該中欄に掲げる内径の排水管及び当該右欄に掲げる勾配に相当する流下能力のあるものとする。ただし、一つの建物から排除される汚水の一部を排除する排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

表 略

- (4) 雨水を排除する排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表左欄の区分に応じ、当該

改 正 案

【栃木市特別会計条例の一部改正】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。

(1) 略

【栃木市下水道条例の一部改正】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(16) 略

(17) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分された期間をいい、その始期及び終期は、企業管理規程で定めるところによる。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第3条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 略

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、企業管理規程で定めるところによること。

(3) 汚水を排除すべき排水管内径及び勾配は、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表左欄の区分に応じ、当該中欄に掲げる内径の排水管及び当該右欄に掲げる勾配に相当する流下能力のあるものとする。ただし、一つの建物から排除される汚水の一部を排除する排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

表 略

(4) 雨水を排除する排水管内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表左欄の区分に応じ、

中欄に掲げる内径の排水管及び当該右欄に掲げる勾配に相当する流下能力のあるものとする。ただし、一つの敷地から排除される雨水を排除する排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

表 略

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、市長に申請し、確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項後段の規定にかかわらず、その変更が、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのないものであるときは、事前にその旨を市長に届け出ることによって同項の規定による申請及び確認に代えることができる。

3 市長は、前2項の規定に違反して排水設備等の新設等を行っている者に対しては、当該工事の中止を命じ、規則で定めるところにより、申請書を提出させるものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第6条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として規則で定めるところにより市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

(材料の検査)

第7条 市長は、排水設備等の工事に使用する材料について、検査を行うことができる。

(排水設備等の工事の検査)

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をした場合において、当該工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、規則で定める検査済証を交付するものとする。

改 正 案

当該中欄に掲げる内径の排水管及び当該右欄に掲げる勾配に相当する流下能力のあるものとする。ただし、一つの敷地から排除される雨水を排除する排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

表 略

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、企業管理規程で定めるところにより、管理者に申請し、確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項後段の規定にかかわらず、その変更が、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのないものであるときは、事前にその旨を管理者に届け出ることによって同項の規定による申請及び確認に代えることができる。

3 管理者は、前2項の規定に違反して排水設備等の新設等を行っている者に対しては、当該工事の中止を命じ、企業管理規程で定めるところにより、申請書を提出させるものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第6条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し企業管理規程で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として企業管理規程で定めるところにより管理者が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

(材料の検査)

第7条 管理者は、排水設備等の工事に使用する材料について、検査を行うことができる。

(排水設備等の工事の検査)

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査をした場合において、当該工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、企業管理規程で定める検査済証を交付するものとする。

(改善命令)

第9条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備若しくは除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備若しくは除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

(除害施設の設置等の届出)

第13条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排除の停止又は制限)

第14条 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(使用開始等の届出)

第15条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

2 略

(その他の届出)

第16条 使用者又は排水設備等の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(区域外下水の放流)

第17条 市長は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、排水区域外の下水を公共下水道に排除することを認めることができる。

2 略

(使用料)

改 正 案

(改善命令)

第9条 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備若しくは除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備若しくは除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

(除害施設の設置等の届出)

第13条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、企業管理規程で定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排除の停止又は制限)

第14条 管理者は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。

(使用開始等の届出)

第15条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、企業管理規程で定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

2 略

(その他の届出)

第16条 使用者又は排水設備等の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、企業管理規程で定めるところにより、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(区域外下水の放流)

第17条 管理者は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、排水区域外の下水を公共下水道に排除することを認めることができる。

2 略

(使用料)

第18条 市長は、公共下水道の使用について使用者から使用料を徴収する。

2 略

(汚水量の認定)

第19条 使用者が排除した汚水量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 水道水以外の水又は水道水と水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、用途、営業の種類、人員その他の事実を勘案して市長が認定する。

2 前項第1号の場合において、2人以上の使用者が共同で給水装置を使用しているときにおけるそれぞれの使用者の使用水量は、使用世帯数に応じて総使用水量を均等に配分するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、それぞれの使用の態様を勘案して市長が認定する。

3 第15条の規定による届出をしないで公共下水道を使用した者に係る使用水量については、市長が認定する。

(汚水量等の申告)

第20条 製氷業その他の営業を営む使用者で、その営業に伴い使用する水量が排除する汚水量と著しく異なるときは、規則で定めるところにより、毎使用月に排除した汚水量及びその算出根拠を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に申告しなければならない。

2 前項の場合においては、市長は、前条の規定にかかわらず、当該申告事項を勘案してその排除した汚水量を認定する。

(計量装置)

第21条 市長は、第19条第1項第2号、同条第2項ただし書及び前条第2項の規定による認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。

2 使用者は、善良な管理者の注意をもって前項の装置を管理するものとし、使用者の責めに帰すべき理由により、その装置を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める損害額により、これを賠償しなければならない。

(概算使用料の前納)

改 正 案

第18条 管理者は、公共下水道の使用について使用者から使用料を徴収する。

2 略

(汚水量の認定)

第19条 使用者が排除した汚水量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 水道水以外の水又は水道水と水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、用途、営業の種類、人員その他の事実を勘案して管理者が認定する。

2 前項第1号の場合において、2人以上の使用者が共同で給水装置を使用しているときにおけるそれぞれの使用者の使用水量は、使用世帯数に応じて総使用水量を均等に配分するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、それぞれの使用の態様を勘案して管理者が認定する。

3 第15条の規定による届出をしないで公共下水道を使用した者に係る使用水量については、管理者が認定する。

(汚水量等の申告)

第20条 製氷業その他の営業を営む使用者で、その営業に伴い使用する水量が排除する汚水量と著しく異なるときは、企業管理規程で定めるところにより、毎使用月に排除した汚水量及びその算出根拠を、その使用月の末日から起算して7日以内に管理者に申告しなければならない。

2 前項の場合においては、管理者は、前条の規定にかかわらず、当該申告事項を勘案してその排除した汚水量を認定する。

(計量装置)

第21条 管理者は、第19条第1項第2号、同条第2項ただし書及び前条第2項の規定による認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。

2 使用者は、善良な管理者の注意をもって前項の装置を管理するものとし、使用者の責めに帰すべき理由により、その装置を損傷し、又は滅失したときは、管理者の定める損害額により、これを賠償しなければならない。

(概算使用料の前納)

第24条 公共下水道を臨時に使用する者は、その都度市長が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、市長において前納させる必要がないと認めたものについては、この限りでない。

2 前項の規定により前納された概算使用料の精算は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長が必要と認めたときに行うものとする。

(資料の提出)

第25条 市長は、第20条第1項に規定する場合を除くほか、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(行為の許可)

第28条 法第24条第1項の行為の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる図面を添付して市長に申請しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)・(2) 略

(占用の許可)

第30条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下この条及び次条において「占用物件」という。）を設け、継続して占用しようとする者は、規則で定める申請書に第28条各号に規定する書類を添付して市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 略

(原状回復)

第33条 第30条の規定による占用の許可を受けた者は、その期間が満了したとき又はその目的を廃止したときは、当該占用に係る物件を除去し、当該敷地又は排水施設を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状回復を不相当と認めたときは、この限りでない。

2 市長は、第30条第1項の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

改 正 案

第24条 公共下水道を臨時に使用する者は、その都度管理者が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、管理者において前納させる必要がないと認めたものについては、この限りでない。

2 前項の規定により前納された概算使用料の精算は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他管理者が必要と認めたときに行うものとする。

(資料の提出)

第25条 管理者は、第20条第1項に規定する場合を除くほか、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(行為の許可)

第28条 法第24条第1項の行為の許可を受けようとする者は、企業管理規程で定める申請書に次に掲げる図面を添付して管理者に申請しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)・(2) 略

(占用の許可)

第30条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下この条及び次条において「占用物件」という。）を設け、継続して占用しようとする者は、企業管理規程で定める申請書に第28条各号に規定する書類を添付して管理者に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 略

(原状回復)

第33条 第30条の規定による占用の許可を受けた者は、その期間が満了したとき又はその目的を廃止したときは、当該占用に係る物件を除去し、当該敷地又は排水施設を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状回復を不相当と認めたときは、この限りでない。

2 管理者は、第30条第1項の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第34条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第36条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 略

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手^{かとうつぎて}の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の基準）

第35条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠^{きょ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2)～(5) 略

（処理施設の構造の基準）

第36条 第34条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

（終末処理場の維持管理に関する基準）

第38条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) 略

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

改 正 案

第 3 4 条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第 3 6 条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして企業管理規程で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 略

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、^{かとうつぎて}可撓継手の設置その他の企業管理規程で定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の基準）

第 3 5 条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、企業管理規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2)～(5) 略

（処理施設の構造の基準）

第 3 6 条 第 3 4 条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第 2 号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう企業管理規程で定める措置が講ぜられていること。

（終末処理場の維持管理に関する基準）

第 3 8 条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) 略

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう企業管理規程で定める措置を講ずること。

(特別に必要とする公共ます及び取付管の設置等)

第41条 特別に公共ます及び取付管の新設等を必要とする排水設備等の所有者又は使用者は、市長にその旨を申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請が適当であると認めるときは、公共ます及び取付管を設置するものとする。

3 略

(代理人及び総代人)

第42条 排水設備等の所有者は、市内に居住しない場合、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を定め規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 排水設備等を共有し、又は共用する者は、この条例に定める事項を処理させるため、総代人を定め、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(使用料等の減免)

第43条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料、手数料及び占有料を減額し、又は免除することができる。

(水洗便所の普及奨励措置)

第44条 市長は、処理区域内において水洗便所の普及促進を図るため、必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第45条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【栃木市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正】

(受益者)

第2条 略

2 市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

改 正 案

(特別に必要とする公共ます及び取付管の設置等)

第41条 特別に公共ます及び取付管の新設等を必要とする排水設備等の所有者又は使用者は、管理者にその旨を申請するものとする。

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請が適当であると認めるときは、公共ます及び取付管を設置するものとする。

3 略

(代理人及び総代人)

第42条 排水設備等の所有者は、市内に居住しない場合、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を定め企業管理規程で定めるところにより、管理者に届け出なければならない。

2 排水設備等を共有し、又は共用する者は、この条例に定める事項を処理させるため、総代人を定め、企業管理規程で定めるところにより管理者に届け出なければならない。

(使用料等の減免)

第43条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料、手数料及び占用料を減額し、又は免除することができる。

(水洗便所の普及奨励措置)

第44条 管理者は、処理区域内において水洗便所の普及促進を図るため、必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第45条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

【栃木市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正】

(受益者)

第2条 略

2 下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行わ

(排水区域の公告)

第3条 市長は、排水区域を定めたときは、その名称、区域及び地積を公告しなければならない。排水区域を変更したときも、同様とする。

(賦課対象区域の決定等)

第5条 市長は、年度当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 市長は、賦課公告日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 略

3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

改 正 案

れたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(排水区域の公告)

第3条 管理者は、排水区域を定めたときは、その名称、区域及び地積を公告しなければならない。排水区域を変更したときも、同様とする。

(賦課対象区域の決定等)

第5条 管理者は、年度当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 管理者は、賦課公告日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 略

3 管理者は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。

(負担金の納期)

第7条 負担金の納期は、各年度4期に区別して行うものとする。

(負担金を一括納付する場合の負担金の額の特例)

第8条 受益者は、前条第4項の規定にかかわらず、到来した納期に係る負担金のほかに、当該納期以降に係る負担金をあわせて納付すること（以下「一括納付」という。）を申し出ることができる。この場合において、申出の際に納期でないときは、申出後最初に到来する納期に係る負担金を、到来した納期に係る負担金とみなす。

2 管理者は、前項の規定により受益者が一括納付をするときは、負担金の額を減額することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金の額を減額しない。

(1) 当該受益者に係る負担金のうち未納の負担金があるとき。

(2) 第9条第2項の規定により負担金の減額又は減免を受けたとき。

3 前項の規定により管理者が減額する額は、一括納付をする負担金の額から到来した納期に係る負担金の額を減じた額に、別表の左欄に掲げる納期前に納付する納期数（第1項後段の

(負担金の徴収猶予)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

(1)～(3) 略

(負担金の減免)

第8条 略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。

(1)～(6) 略

(受益者の変更)

第9条 賦課公告日後に、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出て、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により賦課された負担金のうち、当該届出の日までに納期の到来しているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(督促手数料)

第10条 市長は、受益者が第6条第3項の納付期日（以下「納付期日」という。）までに負担金を完納しない場合においては、納付期日後20日以内に督促状を発するものとする。

2 市長は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、これを徴収しない。

(延滞金)

第11条 市長は、納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金に延滞金を加算して徴収するものとする。

2・3 略

4 市長は、受益者が納付期日までに負担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理

改 正 案

規定により到来した納期とみなされた納期を除く。) に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる減額率を乗じて得た額とする。

4 前項の規定により算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(負担金の徴収猶予)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

(1)～(3) 略

(負担金の減免)

第10条 略

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。

(1)～(6) 略

(受益者の変更)

第11条 賦課公告日後に、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出て、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により賦課された負担金のうち、当該届出の日までに納期の到来しているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(督促手数料)

第12条 管理者は、受益者が第6条第3項の納付期日(以下「納付期日」という。)までに負担金を完納しない場合においては、納付期日後20日以内に督促状を発するものとする。

2 管理者は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、これを徴収しない。

(延滞金)

第13条 管理者は、納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金に延滞金を加算して徴収するものとする。

2・3 略

4 管理者は、受益者が納付期日までに負担金を納付しなかったことについて、やむを得ない

現

行

由があると認める場合において、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【**栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正**】

(名称、位置及び処理区域)

第 2 条 農業集落排水処理施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。

名称	位置	処理区域
略	略	略
栃木市西方西部地区農業	<u>栃木市西方町元 1 1 0 4 番地 1</u>	栃木市西方町本城の一部

改 正 案

理由があると認める場合において、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

別表（第 8 条関係）

納期前に納付する納期数	減額率（％）
<u>1</u>	<u>1</u>
<u>2</u>	<u>1. 5</u>
<u>3</u>	<u>2</u>
<u>4</u>	<u>2. 5</u>
<u>5</u>	<u>3</u>
<u>6</u>	<u>3. 5</u>
<u>7</u>	<u>4</u>
<u>8</u>	<u>4. 5</u>
<u>9</u>	<u>5</u>
<u>1 0</u>	<u>5. 5</u>
<u>1 1</u>	<u>6</u>
<u>1 2</u>	<u>6. 5</u>
<u>1 3</u>	<u>7</u>
<u>1 4</u>	<u>7. 5</u>
<u>1 5</u>	<u>8</u>
<u>1 6</u>	<u>8. 5</u>
<u>1 7</u>	<u>9</u>
<u>1 8</u>	<u>9. 5</u>
<u>1 9</u>	<u>1 0</u>

【栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正】

(名称、位置及び処理区域)

第 2 条 農業集落排水処理施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。

名称	位置	処理区域
略	略	略
栃木市西方西部地区農業	栃木市西方町元 2 1 8 5 番地 1	栃木市西方町本城の一部

現		行
集落排水処理施設		栃木市西方町元の一部
栃木市西方本郷金井地区	栃木市西方町金井１０００番地	栃木市西方町元の一部
農業集落排水処理施設		栃木市西方町本郷の一部 栃木市西方町金井の一部

(排水設備の接続方法及び内径等)

第４条 排水設備は、規則で定めるところにより処理施設に固着させなければならない。

２ 排水設備の排水管の内径は、１００ミリメートルとし、その勾配は、１００分の１以上とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(排水設備の計画の確認)

第５条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、市長の確認を受けなければならない。

２ 略

３ 市長は、第１項又は前項の規定に違反して排水設備の新設等を行っている者に対しては、当該工事の中止を命じ、かつ、第１項又は前項の規定による確認を受けさせるものとする。

(排水設備の工事の検査)

第７条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了した日から５日以内にその旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。

２ 市長は、前項の検査をした場合において、当該工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備の改善命令)

第８条 市長は、農業集落排水処理の管理上必要があると認めるときは、排水設備等の所有者又は使用者に対し、期限を定めて排水設備等の構造又は使用方法の変更を命ずることができ

改 正 案

集落排水処理施設		栃木市西方町元の一部
栃木市西方本郷金井地区	栃木市西方町金井 1 8 4 7 番地	栃木市西方町元の一部
農業集落排水処理施設		栃木市西方町本郷の一部 栃木市西方町金井の一部

(排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備は、企業管理規程で定めるところにより処理施設に固着させなければならない。

2 排水設備の排水管の内径は、100ミリメートルとし、その勾配は、100分の1以上とする。ただし、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(排水設備の計画の確認)

第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、企業管理規程で定めるところにより、管理者の確認を受けなければならない。

2 略

3 管理者は、第1項又は前項の規定に違反して排水設備の新設等を行っている者に対しては、当該工事の中止を命じ、かつ、第1項又は前項の規定による確認を受けさせるものとする。

(排水設備の工事の検査)

第7条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査をした場合において、当該工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備の改善命令)

第8条 管理者は、農業集落排水処理の管理上必要があると認めるときは、排水設備等の所有者又は使用者に対し、期限を定めて排水設備等の構造又は使用方法の変更を命ずることがで

る。

(使用開始等の届出)

第9条 排水設備の所有者又は使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(使用料)

第10条 市長は、処理施設の使用について使用者から使用料を徴収する。

2・3 略

4 合併前の藤岡町の区域にあっては、多数の者が利用する商店、事業所等に係る人員割料金については、市長が別に定める基準により算定する。

(汚水量の認定)

第11条 合併前の大平町の区域にあっては、使用者が排除した汚水の量の認定は、1月につき1人7立方メートルとする。ただし、事業所等については、規則で定める。

2 編入前の西方町の区域にあっては、使用者が排除した汚水の量の認定は、次に定めるところによる。ただし、第9条の規定による届出をしないで農業集落排水処理施設を使用した者に係る使用水量については、市長が認定する。

(1) 略

(2) 水道水以外の水又は水道水と水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、用途、営業の種類、人員その他の事実を勘案して市長が認定する。

3 前項第1号の場合において、2人以上の使用者が共同で給水装置を使用しているときにおけるそれぞれの使用者の使用水量は、使用世帯数に応じて総使用水量を均等に配分するものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、それぞれの使用の態様を勘案して市長が認定する。

(使用料等の減免)

第14条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

(資料の提出)

第15条 市長は、使用料を算定するために必要があるときは、使用者等から資料の提出を求

改 正 案

きる。

(使用開始等の届出)

第9条 排水設備の所有者又は使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(使用料)

第10条 管理者は、処理施設の使用について使用者から使用料を徴収する。

2・3 略

4 合併前の藤岡町の区域にあつては、多数の者が利用する商店、事業所等に係る人員割料金については、管理者が別に定める基準により算定する。

(汚水量の認定)

第11条 合併前の大平町の区域にあつては、使用者が排除した汚水の量の認定は、1月につき1人7立方メートルとする。ただし、事業所等については、企業管理規程で定める。

2 編入前の西方町の区域にあつては、使用者が排除した汚水の量の認定は、次に定めるところによる。ただし、第9条の規定による届出をしないで農業集落排水処理施設を使用した者に係る使用水量については、管理者が認定する。

(1) 略

(2) 水道水以外の水又は水道水と水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、用途、営業の種類、人員その他の事実を勘案して管理者が認定する。

3 前項第1号の場合において、2人以上の使用者が共同で給水装置を使用しているときにおけるそれぞれの使用者の使用水量は、使用世帯数に応じて総使用水量を均等に配分するものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、それぞれの使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(使用料等の減免)

第14条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

(資料の提出)

第15条 管理者は、使用料を算定するために必要があるときは、使用者等から資料の提出を

めることができる。

(管理の委託)

第16条 市長は、この事業の目的に添う団体に対し、この事業の管理に属する事務の全部又は一部を委託することができる。

(委任)

第18条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【栃木市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正】

(受益者)

第2条 略

2・3 略

4 処理施設の供用開始後、新たに家屋等の建築を予定している者で、市長が認めたものについて、受益者とみなし、この条例を適用することができる。

(処理区域の公告)

第3条 市長は、処理区域を定めたときは、その名称、区域等を公告しなければならない。処理区域を変更したときも、同様とする。

(受益者の分担金)

第4条 市長は、事業費の一部に充てるため、受益者から分担金を徴収する。

2 前項に規定する分担金の額は、第2条第1項から第3項までに定める者については、当該事業費の5パーセント以内において市長が定め、その額は、受益者の総数で除して得た額とする。

3 略

4 第2条第4項に規定する者については、第2項に規定する分担金の額とするほか、既設管路への接続に係る経費を負担するものとする。ただし、市長が認めるものについては、この限りでない。

(分担金の賦課及び徴収)

改 正 案

求めることができる。

(管理の委託)

第16条 管理者は、この事業の目的に添う団体に対し、この事業の管理に属する事務の全部又は一部を委託することができる。

(委任)

第18条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

【栃木市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正】

(受益者)

第2条 略

2・3 略

4 処理施設の供用開始後、新たに家屋等の建築を予定している者で、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が認めたものについて、受益者とみなし、この条例を適用することができる。

(処理区域の公告)

第3条 管理者は、処理区域を定めたときは、その名称、区域等を公告しなければならない。処理区域を変更したときも、同様とする。

(受益者の分担金)

第4条 管理者は、事業費の一部に充てるため、受益者から分担金を徴収する。

2 前項に規定する分担金の額は、第2条第1項から第3項までに定める者については、当該事業費の5パーセント以内において管理者が定め、その額は、受益者の総数で除して得た額とする。

3 略

4 第2条第4項に規定する者については、第2項に規定する分担金の額とするほか、既設管路への接続に係る経費を負担するものとする。ただし、管理者が認めるものについては、この限りでない。

(分担金の賦課及び徴収)

第5条 市長は、前条の規定に基づき受益者ごとに分担金の額を定め、これを賦課する。

2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額、納付期日等を受益者に通知するものとする。

3 略

(分担金の減免等)

第6条 市長は、天災地変その他特別な事由があると認めるときは、分担金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(脱退)

第7条 転居又はその他の理由により受益者でなくなった者が、その旨を市長に届け出たときは、既納の分担金については、還付しないものとする。

(受益者の変更)

第8条 第5条第3項の規定により分担金を徴収する場合において、同条第1項の規定により分担金の額を定めた後に受益者の変更があり、かつ、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、当該分担金のうち当該届出の日までに納期の到来している分担金については、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金等)

第9条 市長は、第5条第2項の納付期日までに分担金を納付しない者があるときは、栃木市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(平成22年栃木市条例第69号)に定める督促手数料及び延滞金を徴収する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【栃木市水道事業の設置等に関する条例の一部改正】

栃木市水道事業の設置等に関する条例

(水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、栃木市水道事業（以下「水道事業」と

改 正 案

第5条 管理者は、前条の規定に基づき受益者ごとに分担金の額を定め、これを賦課する。

2 管理者は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額、納付期日等を受益者に通知するものとする。

3 略

(分担金の減免等)

第6条 管理者は、天災地変その他特別な事由があると認めるときは、分担金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(脱退)

第7条 転居又はその他の理由により受益者でなくなった者が、その旨を管理者に届け出たときは、既納の分担金については、還付しないものとする。

(受益者の変更)

第8条 第5条第3項の規定により分担金を徴収する場合において、同条第1項の規定により分担金の額を定めた後に受益者の変更があり、かつ、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、当該分担金のうち当該届出の日までに納期の到来している分担金については、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金等)

第9条 管理者は、第5条第2項の納付期日までに分担金を納付しない者があるときは、栃木市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（平成22年栃木市条例第69号）に定める督促手数料及び延滞金を徴収する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

【栃木市水道事業の設置等に関する条例の一部改正】

栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

(設置)

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、栃木市水道事業（以下「水道事業」と

いう。)を設置する。

(経営の基本)

第2条 水道事業は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域は、次に掲げる区域を除く栃木市の区域とする。

- (1) 柳原町の一部
- (2) 大光寺町の一部
- (3) 都賀町家中の一部
- (4) 藤岡町内野
- (5) 藤岡町下宮

3 給水人口は、145,500人とする。

改 正 案

いう。)を設置する。

- 2 下水を排除し、処理することにより、市民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、栃木市下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下「下水道事業」という。）を設置する。

（法の全部適用）

- 第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

（経営の基本）

- 第3条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

- 2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 給水区域は、次に掲げる区域を除く栃木市の区域とする。

ア 柳原町の一部

イ 大光寺町の一部

ウ 都賀町家中の一部

エ 藤岡町内野

オ 藤岡町下宮

- (2) 給水人口は、145,500人とする。

- (3) 1日最大給水量は、70,700立方メートルとする。

- 3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道事業

ア 排水区域は、栃木市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

イ 排水人口は、112,220人とする。

ウ 1日最大汚水量は、61,830立方メートルとする。

- (2) 農業集落排水事業

ア 排水区域は、栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例（平成22年栃木市条例第195号）第2条に規定する農業集落排水処理施設の処理区域とする。

4 一日最大給水量は、70,700立方メートルとする。

(管理者及び組織)

第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、建設水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 水道事業の業務に対し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額に決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第7条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月15日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月15日までに市長に提出しなければならない。

改 正 案

イ 排水人口は、10,540人とする。

ウ 1日最大処理能力は、2,844立方メートルとする。

(管理者及び組織)

第4条 法第7条ただし書及び政令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道局を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 上下水道事業の業務に対し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 上下水道事業の管理者の権限を行う市長は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月15日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月15日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月15日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月15日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 略

【栃木市水道事業給水条例の一部改正】

(給水区域)

第2条 給水区域は、栃木市水道事業の設置等に関する条例（平成22年栃木市条例第229号）第2条第2項に定める区域とする。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【栃木市債権管理条例の一部改正】

(市長の責務)

第4条 市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。）は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則等の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

2 略

【栃木市パブリックコメント手続条例の一部改正】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理

改 正 案

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月15日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月15日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 略

【栃木市水道事業給水条例の一部改正】

(給水区域)

第2条 給水区域は、栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成22年栃木市条例第229号）第3条第2項第1号に定める区域とする。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

【栃木市債権管理条例の一部改正】

(市長の責務)

第4条 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則等の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

2 略

【栃木市パブリックコメント手続条例の一部改正】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育

現

行

委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(2) 略

改 正 案

委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(2) 略

(文 化 課)

議案第 1 1 2 号

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

指定管理者が行う業務の範囲を改めることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市文化会館条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

指定管理者が行う業務の範囲について、入館の制限に関する業務、広告類の掲示の許可に関する業務、販売行為の許可に関する業務を行うことができるよう改めること。(第 2 1 条関係)

〔参照条文〕

議案第 1 0 1 号と同じ。

議案第112号（文化課）

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例

現	行
（指定管理者が行う業務の範囲） 第21条 略 2 略 3 第4条、第5条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。	

改 正 案

(指定管理者が行う業務の範囲)

第21条 略

2 略

3 第4条、第5条、第7条及び第15条から第17条までの規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(消防総務課)

議案第113号

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市消防団員の定員を改めることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市消防団員の定員を1,239人から1,216人に改めること。

(第2条関係)

- 2 栃木方面隊第11分団及び岩舟方面隊第3分団の定員を改めること。

(別表関係)

〔参照条文〕

議案第101号と同じ。

議案第113号（消防総務課）

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

現 行									
(定員)									
第2条 消防団員の定員は、 <u>1, 239人</u> とし、その区分は、別表のとおりとする。									
別表（第2条関係）									
階級（職） 配置	団長	副団長 （方面 隊長）	副団長 （方面 隊副隊長）	分団長	副分団 長	部長	班長	団員	計
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
栃木 方面 隊	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	第11分団			1	1	<u>5</u>	<u>15</u>	<u>55</u>	<u>77</u>
	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	計	(1)	(2)	13	13	<u>37</u>	<u>102</u>	<u>342</u>	<u>507</u> (510)
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
岩舟 方面 隊	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	第3分団			1	1	<u>4</u>	4	<u>52</u>	<u>62</u>
	計	(1)	(2)	4	4	<u>11</u>	10	<u>130</u>	<u>159</u> (162)
合計	1	6 (6)	12 (12)	37	37	<u>87</u>	<u>164</u>	<u>895</u>	<u>1,221</u> (1,239)

備考 副団長（副団長兼方面隊長）及び副団長（副団長兼方面隊副隊長）の欄の（ ）内は方面隊長及び方面隊副隊長の数とし、計の欄の（ ）内は方面隊長及び方面隊副隊長を含めた数とする。

改 正 案

(定員)

第2条 消防団員の定員は、1, 216人とし、その区分は、別表のとおりとする。

別表 (第2条関係)

階級 (職) 配置		団長	副団長 (方面 隊長)	副団長 (方面 隊副隊長)	分団長	副分団 長	部長	班長	団員	計
略		略	略	略	略	略	略	略	略	略
栃木 方面 隊	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	第11分団				1	1	4	13	45	64
	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	計		(1)	(2)	13	13	36	100	332	494 (497)
略		略	略	略	略	略	略	略	略	略
岩舟 方面 隊	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	第3分団				1	1	3	4	43	52
	計		(1)	(2)	4	4	10	10	121	149 (152)
合計		1	6 (6)	12 (12)	37	37	85	162	876	1,216

備考 副団長 (方面隊長) の欄及び副団長 (方面隊副隊長) の欄の () 内は方面隊長及び方面隊副隊長の数とし、計の欄の () 内は方面隊長及び方面隊副隊長を含めた数とする。

栃木市総合計画後期基本計画について

提案理由

栃木市総合計画基本構想は、本市の 10 年後の目指すべき将来像を定め、その実現を図るため、基本方針を明らかにしている。一方、基本計画においては、5 年間の部門ごとの現状と課題、施策の方向性を取りまとめ、基本構想や将来像を実現するための具体的な計画として示している。

今回、前期基本計画策定から 5 年が経過するにあたり、栃木市総合計画後期基本計画について、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

栃木市自治基本条例抜粋

(総合計画)

第 30 条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、総合計画を定めるものとする。

2 総合計画は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 目指すべき将来の姿を示す基本構想
- (2) 前号の基本構想を具現化するための施策を定めた基本計画
- (3) 前号の基本計画を実現するための事務事業を定めた実施計画

3 前項第 1 号の基本構想及び同項第 2 号の基本計画は、議会の議決を経て定めなければならない。

4. 以下略

財産の処分について

提案理由

栃木市千塚町地内の土地をトレーラーハウスデベロップメント株式会社に売却することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

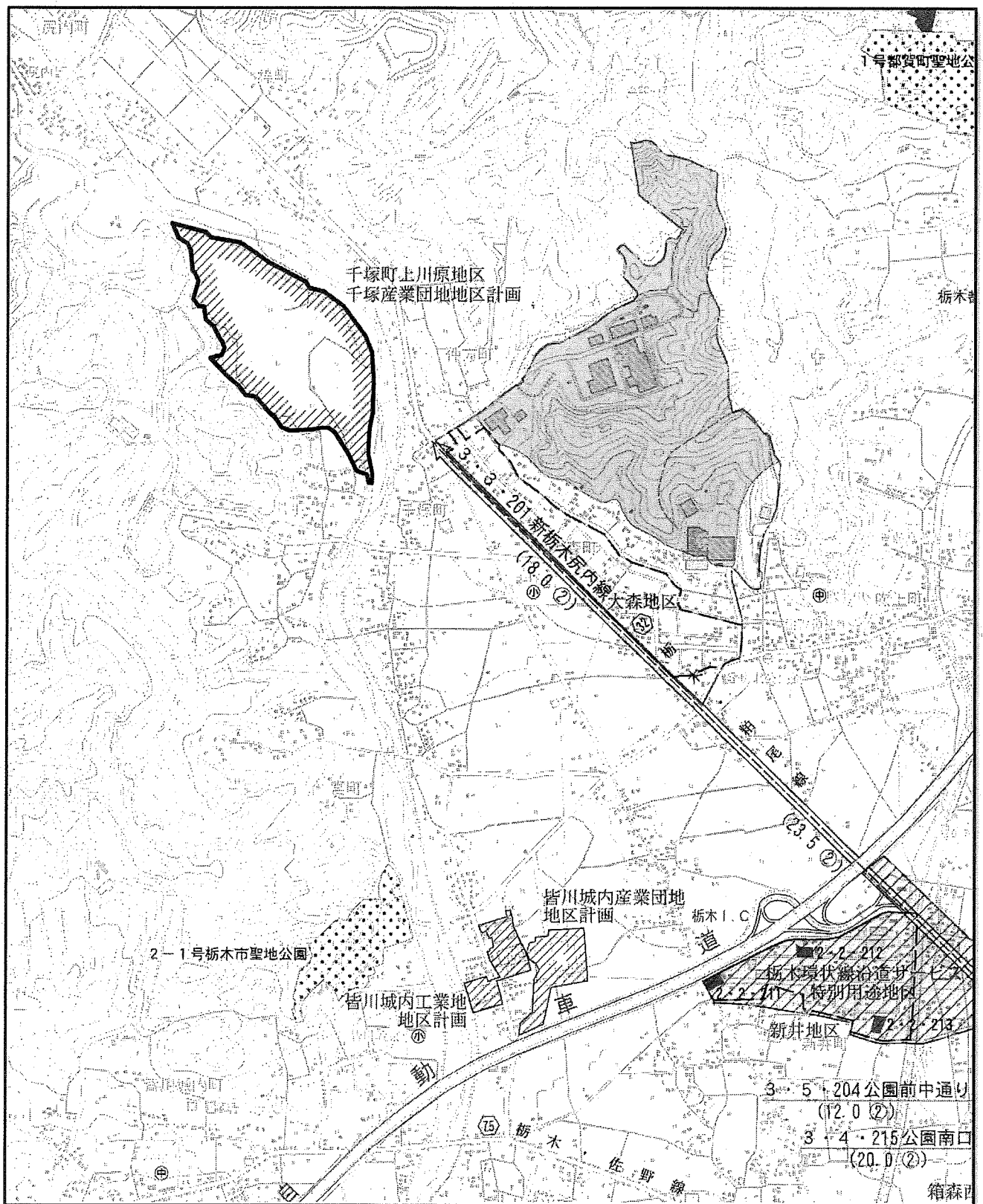
栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

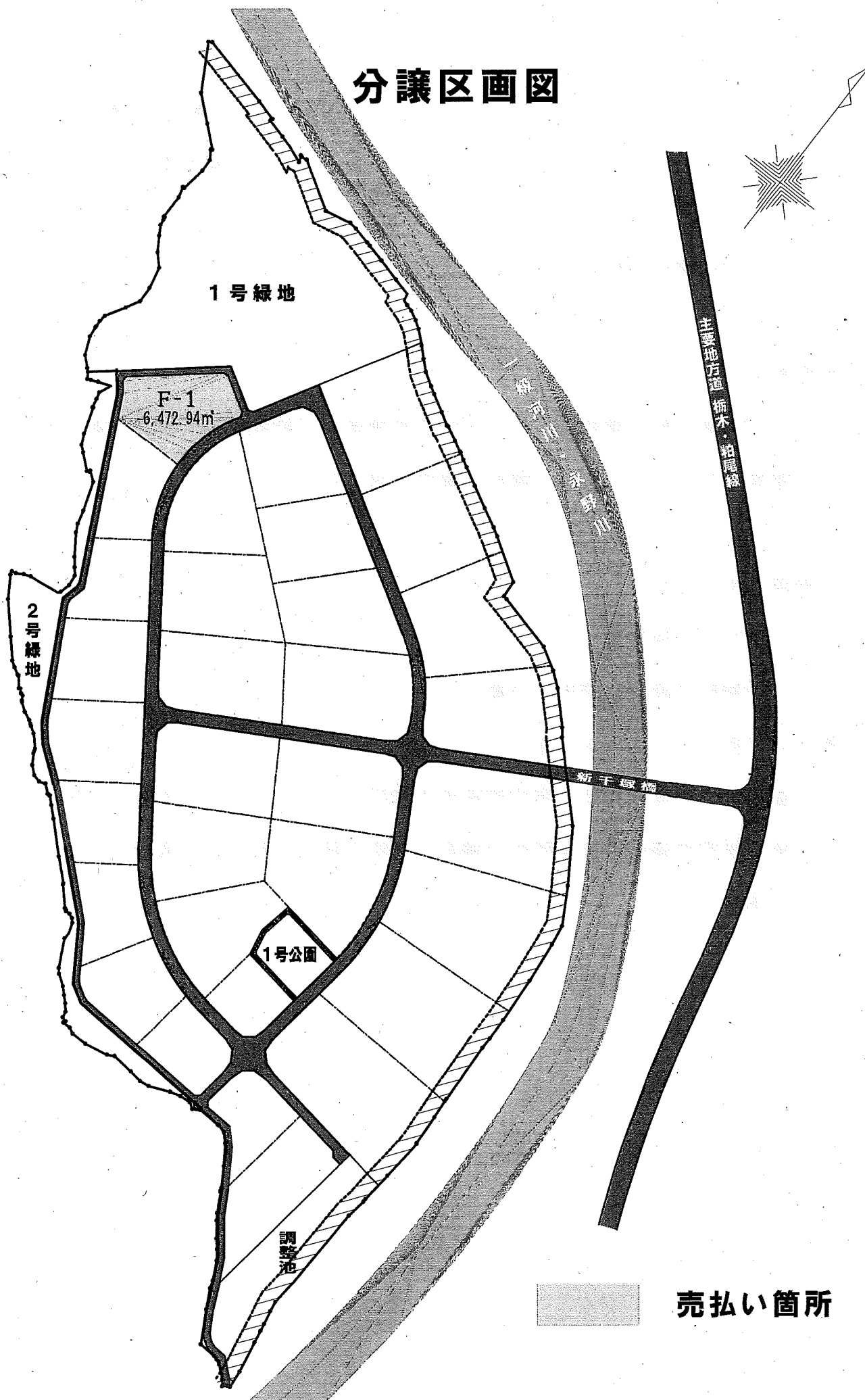
第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さ

なければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

位置図



分譲区画図



(観光振興課)

議案第116号

指定管理者の指定について

提案理由

とちぎ山車会館の管理を行わせる指定管理者を一般社団法人栃木市観光協会に指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 以下略

(観 光 振 興 課)

議案第 1 1 7 号

指定管理者の指定について

提案理由

とちぎ蔵の街観光館の管理を行わせる指定管理者を一般社団法人栃木市観光協会に指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 1 6 号と同じ。

(観光振興課)

議案第118号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市倭町駐車場の管理を行わせる指定管理者を一般社団法人栃木市観光協会に指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第116号と同じ。

(大平産業振興課)

議案第 1 1 9 号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市大平まちづくり交流センターの管理を行わせる指定管理者を株式会社大高商事に指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 1 6 号と同じ。

(岩舟産業振興課)

議案第 1 2 0 号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市岩舟農村環境改善センターの管理を行わせる指定管理者を株式会社
観光農園いわふねに指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 1 6 号と同じ。

(岩舟産業振興課)

議案第 1 2 1 号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市いわふねフルーツパークセンターの管理を行わせる指定管理者を株式会社観光農園いわふねに指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 1 6 号と同じ。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員26名のうち、旭岡宗廣氏が平成30年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

人権擁護委員法抜粋

(委員の使命)

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

- 2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

(委員の欠格条項)

第7条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至ったときは、当然失職する。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

旭岡宗廣氏の略歴

住 所 栃木市岩舟町豊岡354番地1

生年月日 昭和25年1月4日

主 な 経 歴

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

議案第 1 2 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 2 6 名のうち、林亨尊氏が平成 3 0 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 2 2 号と同じ。

林 亨 尊 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大平町富田 2 2 7 7 番地

生年月日 昭和 3 0 年 4 月 5 日

[REDACTED]

主 な 経 歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 1 2 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 2 6 名のうち、柏倉裕氏が平成 3 0 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 2 2 号と同じ。

柏倉裕氏の略歴

住所

住 所 栃木市大平町西野田414番地

生年月日 昭和28年10月7日

[Redacted]

経歴

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)